

官報

号外

昭和二十五年七月十五日

○第八回衆議院會議録第三号

昭和二十五年七月十四日(金曜日)

議事日程 第二号

午後一時開議

一 國務大臣の演説

●本日の會議に付した事件

吉田内閣總理大臣の施政方針に關する演説

午後一時十八分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

一 國務大臣の演説

○議長(幣原喜重郎君) 内閣總理大臣

から施政の方針に關し發言を求められております。これを許します。吉田内閣總理大臣。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 第八回國會開會にあたりまして、ここに施政の方針を述べるとは、私の喜びとするところでもあります。まずこの当面の問題について所見を述べることといたします。

地方税改正法案の意圖するところは、さきに成立した國税關係の諸改正法律とともに、國税、地方税を通ずる國民租税負担の均衡及び軽減をはかり、あわせて地方財源の強化拡充を通じて、わが國民民主化の根幹たる地方自治及び財政の確立に裨益せんとするものであります。前國會において地方税

法案が不成立になりました結果は、地方公共団体の財政運営の上にはなほだ

しく支障を來し、よつて政府は各般の応急措置により当面の問題を救済したものであります。すなわち地方税制を確立することを政府は念願といふものであります。政府は、これらの事情を十分考慮し、その後における事情の変化に即応し、また各方面の意見を尊重いたしまして所要の修正を加え、再び本國會に提出したのであります。もとより國民租税負担の軽減はきわめて重要なことでありまして、政府は引続きその軽減に努力いたします。負擔の軽減は國税、地方税を通ずるが、負擔の軽減は國税、地方税を通じて初めてできるのであります。今回の改正案によりまして、地方自治の強化を期し、かつは租税負担の均衡をはからんとするものであります。地方税總額は増加し、税種によりましては若干負担が増加いたしますが、國税及び地方税を通ずる國民負担の總額は軽減いたさるのであります。

地方財政自立の結果といたしまして、今後各地方において歳出を節約し、地方民の負担を軽減すれば、それだけ地方民の負担を減ずることを得る次第であります。私は、地方財政は中央財政とともに一層緊縮節約せらるることを期待するものであります。

(拍手)

終戦以來、占領下すでに五年を経過いたしました。やや國民の獨立心、愛國心がいささか沮喪するに至つたのではないかと感じられる節あることは、まことに憂うべき次第であると考えらるべきであります。獨立心、愛國心のなき國民が國際間において尊重せらるるはずはないのであります。(拍手)早期講和は今や國民のあげて熱望するところでもあります。早期講和を期するにあらずんば、わが國民の愛國心、獨立心の維持はむずかしいと考へるのであります。(拍手)また早期講和を実現せんといたしますならば、國民及び政黨があげて一致協力、既往の行いがかりのごときはこれを捨てて大同につき、國家再建復興のため、まず政治經濟の安定にとともに全力を盡すべきものであると思ふのであります。(拍手)政府は、この全國民の要望を休し、講和に臨む国内態勢を一段と整備

いたすために最善の努力をいたしておるのであります。幸い、最近米英等の連合國において対日早期講和の機運が強く抬頭いたして参つておりますことは、また対日講和の準備が進められておることは、外電等において諸君御承知の通りであります。

六月二十五日、突如として北鮮共産軍が三八八度線を超えて南鮮に侵入し、アジアの一角に紛争状態を現出するに至りました。國際連合においては、時を移さず加盟國大多數の同意を得て侵略者の武力制裁を決定し、平和回復維持に極力努力いたしておるのであります。しかしながら不幸にして、たがいま南鮮には混亂状態が現出しておるのであります。この突発事件は決して對岸の火事ではないのであります。(拍手)共産勢力の脅威がいかにすでにわが國周辺に迫つておるかを実証するものであります。(拍手)赤色侵略者がいかにその魔手を振りつつあるかは、朝鮮事件によつて如実に示されておるのであります。すなわち、わが國自体がすでに危険にさらされているのであるとして立つて、多大の犠牲を顧みず被侵略者の救援に出動いたしておることは、われわれの大いに意を強

うするところでもあります。(拍手) 万一
大戦争が勃発した場合、わが国の軍備
撤廃の結果、わが安全保障はいかにす
るか、いかにして保障せられるかとい
うことは、国民が常に懸念するところ
であります。この懸念よりいへば、な
議論が紛糾いたしておることは諸君御
承知の通りであります。が、国際連合今
回の措置は、わが人心の安定に益する
ところ多大であり、またわが人心に影
響するところ多大であると考えている
あります。(拍手) わが国としては、現
在積極的にこれに参加する、国際連合
の行動に参加するという立場ではあり
ませんが、でき得る範囲においてこれ
に協力することは、きわめて当然のこ
とであると考へるのであります。(拍
手)

かかる事態に直面いたしましたして、い
まなお全面講和とか永世中立とかいう
ような議論がありますが、これはた
とい真の愛国心から出たものであると
しても、まったく現実から遊離した言
論であります。(拍手) みずから共産党
の謀略に陥りんとする危険千万な思想
であります。(拍手) わが国の安定は、
わが国民自身が進んで平和を愛し、国
際正義にくみする国民の精神、態度を
中外に明瞭にいたして、平和と秩序を

重んずる自由国家とともに世界の平和
に貢献せんとする国民の意気を明瞭
に内外に表明することによつて来るの
であります。すなわち、やがて自由主
義国家の一員として迎えられ、わが国
の安全が保障せらるるに至るのであり
ます。

国民一致して平和を確保し、民主主
義諸制度の樹立に努力すべき今日、一
部国民の間には、過激なる思想を鼓吹
し、あるいは他人を煽動し、あるいは
反米運動を鼓吹し、たゞに国内治安を
紊亂し、国家再建復興を阻害するのみ
ならず、あたかもわが国において共産
主義の激化しつつあるかのごとくそ
おい、早期講和の機運を阻止せんとす
るものがあることは、まことに私の遺
憾とするところでもあります。(拍手) 政
府は、法の示すところに従い、特に治
安の維持のために善処する考へてあり
ます。政府が、さきに日本共産党中央
委員並びに同党機関紙アカハタの編集
責任者に対し公職追放の手續をとりま
したのも、またこの趣旨に出るのであ
ります。(拍手)

制度に關して、マツカーサー元帥よ
り、最近の治安状況にかんがみ、さら
にわが国の警察力を民主的諸国家の水
準に達せしめるに足るまで、その数を
増加すべきことを許容せられたのであ
ります。また許されたのであります。
また海上保安庁も、わが国の長い海岸
線を不法な入国者や、あるいは密貿易
から守るために、さらにより多くの人
員が必要であることは明らかでありま
す。政府は、わが国の治安に對し常に
甚大なる関心を有せられる連合國最高
司令官の好意をすみやかに具体化し、
少數不法の破壊分子による民主政治の
亂亂を防止し、密出入国の取締りを嚴
にするため、その與えられた権限に基
いて警察予備員七万五千を増加し、ま
た海上保安庁定員を八千名増加し、従
来の国家地方警察及び自治体警察と相
まつて、わが国の治安の維持に万全を
期せんとするものであります。

政府は、さきに本年度予算編成にあ
たり、前年度に引続き均衡財政の大方
針を堅持するとともに、その実施にあ
つては財政と金融との一体的な総合
調整に意を用いておるのであります。
今や物価も賃金も一応の安定を
見、インフレの危険は去つたのであり
ます。これはまさに國民全体が誇るに
足る安定計画の成功であると考えて
であります。政府は、この安定をさら
に強固にし、復興再建への基盤を一層
充実するため、さきに財政経済の新政
策を決定し、これが実現のために着々
準備を進めております。

國民生活の向上については政府の常
に意を用いて来たところでありま
す。が、なかんずく公務員の給與ベースに
つきましては、インフレ抑圧、財政均
衡の目標に向つて公務員諸君の協力を
得たことを満足に考へるものでありま
す。今や財政の均衡を得、経済また安
定の度を加えた今日におきまして、政
府はさらに行政諸経費の節減をはかる
と同時に、国家財政の許す限り、時期
において給與ベースの増額に資せんと
するものであります。(拍手)

今、貿易の推移を見ますのに、昨
昭和二十四年度における輸出入ともそ
れぞれ前年に比し増加を示し、さらに
本年四月には戦後最高の実績を見るに
至つたのであります。しかしながら、
いまだ経済自立への規模に到達するに
はほど遠いものがあるのであります。
政府としましては、貿易振興のため、
協定貿易の促進、海外市場への拡大、
ことに先般設置いたしました米国内在
外事務所の効果に頼みまして、さらに

スターリング地域及び東南アジア地域
にも在外事務所を設置し、かつ輸出金
融機関の設置に努力するとともに、従
来の統制を大幅に撤廃し、世界市場へ
の参加に資せんとするものでありま
す。

失業対策は政府の常に関心を有する
ところではありますが、失業の情勢は必
ずしも樂觀を許さないのであります。
政府としては、輸出産業を中心とする
民間産業の振興をはかるのほか、都市
及び農村を通じ昨年度に倍する約一千
億円の公共事業の実施等による雇用量
の増加を失業対策の根幹といたしまし
て、失業情勢の変化に即応して、本年
度失業対策事業費の残額三十億円を一
応繰上げ使用する等によりまして、応
急対策の機動的運用並びに失業保険法
の改正によりまして、失業者なかな
く日雇い労働者の就職の確保と生活保
護にできる限りの努力を傾ける考へで
あります。

以上、当面する問題の概要につきて
政府の所信を述べた次第であります。
(拍手)

○今村忠助君 内閣大臣の演説に對す
る質疑は延期し、明十五日定刻より本
會議を開きこれを行うこととし、本日

はこれにて散会されんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣 大蔵大臣 池田 勇人君
文部大臣 天野 貞祐君
厚生大臣 黒川 武雄君
農林大臣 廣川 弘禪君
通商産業大臣 横尾 龍君
運輸大臣 山崎 猛君
郵政大臣 田村 文吉君
電気通信大臣 保井 茂君
労働大臣 増田甲子七君
建設大臣 岡野 清豪君
國務大臣 周東 英雄君
國務大臣 林 義治君
出席政府委員
内閣官房長官 岡崎 勝男君
人事院総裁 浅井 清君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る十二日本院は第八回国会の会期を二十日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る十二日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、次の通り議長及び副議長を選挙した旨の通知書を受領した。

参議院議長 佐藤 尚武君
同 副議長 三木 治朗君

一、去る十二日佐藤参議院議長から幣原議長宛、第八回国会の会期を二十日間と議決した旨の通知書を受領した。

一、去る十二日幣原議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣官房長官 岡崎 勝男
内閣官房副長官 菅野 義丸
同 人事院総裁 浅井 清
人事官 山下 興家
人事院事務総長 佐藤 朝生
同 統計委員会委員長 大内 兵衛
公正取引委員会委員長 中山喜久松
全国選挙管理委員会委員長 海野 晋吉
国家公安委員長 辻 二郎

地方財政委員 野村 秀雄
地方財政委員 会事務局長 萩田 保
公職資格試験委員 谷村唯一郎
委員会委員長 木内 信胤
電波監理委員会委員長 富安 謙次
宮内庁長官 田島 道治
特別調達庁長官 根道 廣吉
賠償政務次官 小西 寅松
賠償庁次長 石黒 四郎
行政管理政務次官 城 義臣
行政管理庁次長 大野木克彦
北海道開発庁次長 岡田 包義
地方自治政務次官 小野 哲
地方自治庁次長 鈴木 俊一
法務政務次官 高木 松吉
法制意見長官 佐藤 達夫
民事法務長官 田中 治彦
外務政務次官 草葉 隆園
大蔵省主計局長 西川甚五郎
大蔵省主税局長 河野 一之
証券取引委員会委員長 平田敬一郎
同 徳田 昂平
国税庁長官 高橋 衛
造幣庁長官 松崎 健吉
印刷庁長官 伊地知辰夫
公認会計士管理委員会委員長 河本 文一
文部政務次官 水谷 昇
厚生政務次官 平澤 長吉
引揚援護庁長官 齋藤 惣一

農林政務次官 島村 軍次
食糧庁長官 安孫子藤吉
林野庁長官 横川 信夫
水産庁長官 家坂 孝平
通商産業政務次官 首藤 新八
通商産業通商監 武内 龍次
通商産業省 中村辰五郎
鉄鋼局長 始關 伊平
資源庁長官 井上 春成
工業技術庁長官 久保敬二郎
特許庁長官 小笠 公昭
中小企業庁長官 石原 武夫
通商産業省通商企業局長 關谷 勝利
運輸政務次官 大久保武雄
海上保安庁長官 山本 猛夫
郵政政務次官 加藤隆太郎
電気通信政務次官 松尾 靜齋
航空保安庁長官 山村新治郎
労働政務次官 渡邊 良夫
建設政務次官 小峯 柳多
経済安定本部 部長 正雄
物産政務次官 郡 祐一
国税庁総務部長 正示啓次郎
一、去る十二日吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、第七回国会において議決した別府国際観光温泉文化都市建設法につき次の通知書を受領した。
なお、同日大池事務総長から近藤

参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣閣内第八〇号

昭和二十五年七月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第七回国会において議決された別府国際観光温泉文化都市建設法が、別紙内閣総理大臣議決のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

(別紙)
別府国際観光温泉文化都市建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、別府国際観光温泉文化都市建設法の賛否投票の結果が、賛成多数に確定した旨別府市長から、報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求めらる。

昭和二十五年七月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣総理大臣吉田茂殿

地第三二九五号

昭和二十五年七月一日

大分県知事 細田 徳壽

内閣総理大臣殿

別府国際観光温泉文化都市建設法賛否投票結果の確定について

六月十五日執行された別府国際観光温泉文化都市建設法に関する賛否投票の結果が確定した旨別紙の通り別府市長から報告があつたから進達する。

第四三二号

昭和二十五年七月一日

別府市長 脇 鉄一

大分県知事細田徳壽殿

憲法第九十五條の規定による

一の地方公共団体のみに適用される特別法に対する賛否投票結果確定について

昭和二十五年六月十五日執行の別府国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果が確定したので内閣総理大臣宛の報告書を別紙の通り送付致します。

第四三三二号

昭和二十五年七月一日

大分県別府市長 脇 鉄一

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による

一の地方公共団体のみに適用される特別法に対する賛否投票結果確定報告について

第四三三二号

昭和二十五年七月一日

別府市選挙管理委員会委員長 幸 珠一

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による

一の地方公共団体のみに適用される特別法に対する賛否投票結果確定報告について

昭和二十五年六月十五日執行の別府国際観光温泉文化都市建設法に対する賛否投票の結果が左記の通り確定したから地方自治法第二百六十一條第四項後段の規定により報告致します。

なお別府市選挙管理委員会委員長の証明の通り異議の申立はなかつたから申添える。

記

投票者総数

四〇、〇七三票

賛 成 二九、四八七票

反 対 九、八五八票

無 効 七二八票

証明書

地方自治法第二百六十二條の規定

において適用する公職選挙法第二百

二條第一項並びに第二百六條第一項

の規定による別府国際観光温泉文化

都市建設法賛否投票に関する異議申

立はなかつたことを証明する。

昭和二十五年七月一日

別府市選挙管理委員会委員長 幸 珠一

地第一、九六一号

昭和二十五年六月 日

大分県知事 細田 徳壽

内閣総理大臣殿

別府国際観光温泉文化都市建設法賛否投票の結果について

六月十五日執行された別府国際観光温泉文化都市建設法に関する賛否投票の結果について別府市長から別紙の通り報告があつたので進達する。

第三八四号

昭和二十五年六月十六日

大分県別府市長 脇 鉄一

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による

一の地方公共団体のみに適用される特別法に対する賛否投票の結果報告について

昭和二十五年四月十七日付発連第

一二二号を以て通知のあつた別府国

際観光温泉文化都市建設法に対する

賛否投票を六月十五日執行の結果左

記の通り決定したから地方自治法第

二百六十一條第四項の規定に依り別

紙関係書類を添へ報告致します。

記

投票者総数 四〇、〇七三票

賛 成 二九、四八七票

反 対 九、八五八票

無 効 七二八票

別府市選挙会

1. 選挙会開設場所	別府市議会議事堂			
2. 選挙立会人	党 派	氏 名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及事由
(1) 選挙管理委員会の選任した者	無 所 属	金 田 源 太 郎	午前10時0分	
	〃	末 友 皆 男	〃	
	〃	河 村 無 我	〃	
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年6月16日 午前10時0分開会		昭和25年6月16日 午前10時20分閉会	
4. 投票の結果				
(1) 投票の内訳	投票総数 40,073	有効投票 39,345	無効投票 728	
			無効投票率 18.1%	
(2) 賛否の決定並に賛否の投票総数	賛 成 反 対	投 票 総 数		
賛 成 と 決 定	賛 成	29,487		
	反 対	9,858		
(3) 有効投票の二分の一の数	19,673			
5. 選挙会事務従事者	総 数 2人	1. 市選挙管理委員会書記		2人

昭和25年6月15日調製

選挙長 別府市収入役 山 田 耕 平

われわれは、この選挙録が真正であることを確認してここに署名する。

選挙立会人 金 田 源 太 郎
末 友 皆 男
河 村 無 我

一、昨十三日召集に於いた議員は次の通りである。

大阪府第一区選出 大矢 省三君

神奈川第一区選出 三浦寅之助君

兵庫第四区選出 河本 敏夫君

長崎第一区選出 田口長治郎君

愛知第一区選出 辻 寛一君

岐阜第一区選出 武藤 嘉一君

田中 啓一君

山形第一区選出 小野 孝君

石川第二区選出 大森 玉木君

広島県

第一区選出 松本 龍藏君

第二区選出 池田 勇人君

愛媛第二区選出 小西 英雄君

高知選出 吉田 茂君

鹿児島第二区選出

石原 登君 中島 辰猪君

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員

篠田 弘作君 吉武 惠市君

石野 久男君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員

田中 元君 石田 博英君

岡田 春夫君

一、昨十三日理事互選の結果次の通り

当選した。

地方行政委員会

理事

生田 和平君 川本 末治君

塚田十一郎君 藤田 義光君

門司 亮君

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

浅香 忠雄君 池田正之輔君

植原悦二郎君 江花 靜君

岡村利右衛門君 小淵 光平君

上林山榮吉君 小金 義昭君

小平 久雄君 小峯 柳多君

高橋 等君 西村 英一君

松野 頼三君 松本 一郎君

南 好雄君 山村新治郎君

北村徳太郎君 中曾根康弘君

山本 利壽君 武藤連十郎君

米原 昶君 松本六太郎君

世耕 弘一君

決算委員

柏原 義則君 川端 佳夫君

塩田賀四郎君 瀬戸山三男君

高木 松吉君 中馬 辰猪君

永田 節君 二階堂 進君

金子與重郎君 中島 茂喜君

前田榮之助君 井之口政雄君

議院運営委員

菅家 喜六君 山本 猛夫君

河野 金昇君 岡田 春夫君

懲罰委員

大橋 武夫君 小澤佐重喜君

坂本 實君 内藤 隆君

西村 久之君 松本 弘君

大森 玉木君 木村小左衛門君

佐々木更三君 大石ヨシエ君

図書館運営委員

木村 公平君 千賀 康治君

多田 勇君 北村徳太郎君

渡部 義通君

一、昨十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

周東 英雄君 田嶋 好文君

法務委員

大蔵委員

文部委員

農林委員

議院運営委員

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員

青木 正君 麻生太賀吉君

有田 二郎君 川端 佳夫君

久野 忠治君 坂本 實君

塩田賀四郎君 島村 一郎君

庄司 一郎君 鈴木 明良君

鈴木 正文君 塚田十一郎君

中村 清君 西村 直巳君

西村 久之君 橋本 龍位君

水田三喜男君 井出一太郎君

佐伯 宗義君 早川 崇君

鈴木茂三郎君 戸叶 里子君

林 百郎君 小平 忠君

小林 進君

決算委員

大橋 武夫君 金光 義邦君

高橋 楠六君 三宅 則義君

淵 通義君 山口六郎次君

島山 重男君 上林與市郎君

池田 峯雄君 尾崎 行雄君

議院運営委員

柳澤 義男君 篠田 弘作君

小川 平二君

懲罰委員

岡野 清豪君 佐藤 榮作君

林 讓治君 廣川 弘禪君

保利 茂君 益谷 秀次君

増田甲子七君 北村徳太郎君

中曾根康弘君 山口シヅエ君

図書館運営委員

尾関 義一君 小峯 柳多君

山村新治郎君 木村小左衛門君

三宅 正一君 中西伊之助君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

青木 正君 平澤 長吉君

法務委員

大蔵委員

文部委員

農林委員

議院運営委員

一、昨十三日議長において、次の通り特別委員を指名した。

海外同胞引揚に關する特別委員

青柳 一郎君 足立 篤郎君

池見 茂隆君 伊藤 郷一君

小川 平二君 門脇勝太郎君

菊池 義郎君 北川 定務君

小西 英雄君 近藤 鶴代君

佐々木秀世君 佐々木盛雄君

塩田賀四郎君 庄司 一郎君

玉置 信一君 玉置 實君

中山 マサ君 細田 榮藏君

松本 善壽君 天野 久君

小林 信一君 坂口 主税君

柳原 三郎君 受田 新吉君

岡 良一君 堤 ツルヨ君

荻田アサノ君 竹村奈良一君

高倉 定助君 松谷天光光君

災害地対策特別委員

青木 正君 青柳 一郎君

飯塚 定輔君 江田斗光吉君

岡延右エ門君 奥村又十郎君

小淵 光平君 甲木 保君 川端 佳夫君 久野 忠治君 小平 久雄君 小山 長規君 高橋 權六君 飛嶋 繁君 中村 清君 野村幸太郎君 三浦寅之助君 荒木萬壽夫君 金塚 孝君 笹森 順造君 吉田 安君 石井 繁丸君 福田 昌子君 池田 峯雄君 砂間 一良君 石野 久男君	岡田 幸吉君 金光 義邦君 北川 定務君 黒澤富次郎君 小玉 治行君 鈴木 善幸君 田中不破三君 仲内 憲治君 永井 英修君 松井 豊吉君 若林 義孝君 金子興重郎君 吉川 久衛君 床次 徳二君 青野 武一君 田中穉之進君 前田榮之助君 木村 榮君 小平 忠君	福田 一君 吉武 恵市君 大森 玉木君 橋本 金一君 坂本 泰良君 梨木作次郎君 中村 寅太郎君 岡田 春夫君	柳澤 義男君 稻葉 修君 小松 勇次君 猪俣 浩三君 前田 種男君 横田甚太郎君	一、去る十二日委員長から提出した議案は次の通りである。 衆議院規則中改正案(議院運営委員長提出) 一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。 地方税法案 土地台帳法等の一部を改正する法律案 日本製鉄株式会社法廃止法案 一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 阿波丸事件の見舞金に関する法律案 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案 一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方税法案(内閣提出第一号) 地方行政委員会 付託 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	法務委員会 付託 日本製鉄株式会社法廃止法案(内閣提出第三号) 通商産業委員会 付託 一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 阿波丸事件の見舞金に関する法律案(内閣提出第四号)(予) 外務委員会 付託 一、昨十三日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案 商品取引所法案 一、昨十三日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(内閣提出第六号)(予) 法務委員会 付託 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案(内閣提出第五号)(予) 文部委員会 付託 商品取引所法案(内閣提出第七号)(予) 通商産業委員会 付託 一、昨十三日委員会に付託された第七	三、調査の方法 関係方面よりの説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。 昭和二十五年七月十三日 地方行政委員長 前尾繁三郎 衆議院議長幣原喜重郎殿 国政調査承認要求書 一、調査する事 漁業制度に関する件 漁業経営安定に関する件 水産金融に関する件 戦災漁場復旧に関する件 水産貿易に関する件 水産行政の充実に関する件 漁業制度の改善 漁業経営安定對
井手 光治君 尾関 義一君 黒澤富次郎君 佐々木秀世君 島田 末信君 田中不破三君 堀原 俊郎君 西村 直巳君	阿延右エ門君 鍛冶 良作君 小玉 治行君 篠田 弘作君 田嶋 好文君 田淵 光一君 内藤 隆君 福井 勇君	地方行政委員会 付託 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一号) 地方行政委員会 付託 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	地方行政委員会 付託 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。 阿波丸事件の見舞金に関する法律案 昭和二十五年における教育委員会の委員の定例選挙の期日の特例等に関する法律案 一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。 地方税法案(内閣提出第一号) 地方行政委員会 付託 土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)	二、調査の目的 地方自治、地方財政、警察制度、消防制度及び選挙に関する事 地方自治、地方財政、警察制度、消防制度及び選挙に関する法律の改正及び立案等	

策 水産金融対策の 樹立 被災漁場復旧対 策	退職手当の支拂遅延に関する質問主 意書(土橋一吉君提出) 一、昨十三日議員から提出した質問主 意書は次の通りである。 公民館に関する質問主意書(並木芳 雄君提出)
水産貿易の振興 促進 水産行政の改善 小委員会設置、関係各方面 より意見聴取及 び資料の要求等	供出米の問題並びに朝鮮内戦による 貿易に関する質問主意書(横田基太 郎君提出) 警察力増強に関する質問主意書(横 田基太郎君提出) 東海道線吹田駅北口設置に関する質 問主意書(横田基太郎君提出)
四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致し たいから衆議院規則第九十四條によ り承認を求める。 昭和二十五年七月十三日 水産委員長 富永裕五郎 衆議院議長幣原喜重郎殿	公職追放者に適用する字句の解釈等 に関する質問主意書(横田基太郎君 提出) 労働者農民市民及び民主団体開催の 会合に対する弾圧に関する質問主意 書(横田基太郎君提出)
一、去る十二日議員から提出した質問 主意書は次の通りである。 酒類の値下げに関する質問主意書 (並木芳雄君提出) 教育扶助に関する質問主意書(並木 芳雄君提出) 農家保有の麦と米との交換に関する 質問主意書(並木芳雄君提出) 国宝塩船銀器保護に関する質問主意 書(並木芳雄君提出)	

定価 一部 六円五十銭

発行所

発行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一官報
印刷 庁